

令和5年度 職業紹介事業適正化研修会

1月12日 9:30～10:30

※※※開始までしばらくお待ちください※※※
名前欄は整理番号のみを表示してください
1社1名のログインをお願いいたします

岐阜労働局
需給調整事業室

本日の説明内容

- 1 令和6年4月1日施行 改正職業安定法について
- 2 人材サービス総合サイトでの情報提供について
- 3 職業紹介事業運営のルールについて
- 4 違反事項の解説（帳簿書類の備付関係）
- 5 違反事項の解説（求人受理関係）
- 6 違反事項の解説（求職受理関係）
- 7 事業報告に使用する職業分類の変更について

1 令和6年4月1日施行 改正職業安定法について

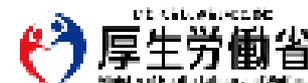
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！」の説明

職業紹介事業者の皆さま



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

変更①

求職者に対し明示しなければならない
労働条件に追加された事項

次の3項目追加

○従事すべき業務の変更の範囲

○就業場所の変更の範囲

○有期労働契約を更新する場合の基準

「変更の範囲」 とは

雇入れ直後にとどまらず、

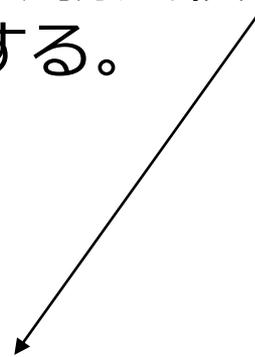
将来の配置転換など今後の見込みも含めた、

締結する労働契約の期間中における変更の範囲のこと

有期契約を更新する場合の基準の記載例

契約の更新 有

(契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断)
通算契約期間は4年を上限とする。



「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」
というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度
により判断する」、「会社の経営状況により判断す
る」など、具体的に記載することが望ましい

令和6年4月以降は新しい求人申込書を

受付日 令和 年 月 日

求人申込書

事業主名	
業務内容	(雇入れ直後) (変更の範囲)
契約期間	<input type="checkbox"/> 無期雇用 <input type="checkbox"/> 有期雇用 有期雇用の場合の雇用契約期間 [] 契約の更新 有 (〇〇により判断する) 更新上限 有 (通算契約期間の上限 〇年/更新回数の上限 〇回)
試用期間	<input type="checkbox"/> 有 期間 [〇か月] <input type="checkbox"/> 無
就業場所	(雇入れ直後) (変更の範囲) (事業所名) (所在地)
就業時間	始業 (時 分) ~ 終業 (時 分)
休憩時間	時 分 ~ 時 分 (分)
休日	

変更②

手数料表などの情報提供の方法

事業所内に掲示しなければならない事項について、
掲示の代わりに、自社ホームページなどでの情報提供でも可

※地方公共団体はもともと義務なし

- 手数料表※無料職業紹介事業者は不要
- 返戻金制度に関する事項を記載した書面※無料職業紹介事業者は不要
- 業務の運営に関する規程

2 人材サービス総合サイトでの 情報提供について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報提供は、法律で定められた義務です！」の説明

職業紹介事業者の皆さまへ



就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報提供は、法律で定められた義務です！

厚生労働省運営の「人材サービス総合サイト」上で入力・登録をお願いします。

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」で、**職業紹介の事業実績**に関して**情報提供を行うことが義務付けられています**。サイトに掲載する際には、掲載内容に誤りがないかよくご確認ください。**事業実績がない場合も掲載が必要です**。

情報提供が必要な事項・方法

以下①～⑦の項目について、「人材サービス総合サイト」にご登録ください。

「人材サービス総合サイト」にご登録ください※地方公共団体は義務なし

- ① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）の紹介により就職した者の数
- ② ①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
- ③ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
- ④ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか明らかでない者の数
- ⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- ⑥ 返戻金制度※の導入の有無と導入している場合はその内容
- ⑦ その他、職業紹介事業者の選択に役立つと考えられる情報【任意】

人材サービス総合サイトの I D 紛失の場合

↓を需給調整事業室に送付してください

令和 年 月 日

人材サービス総合サイトログイン I D ・パスワード
再発行依頼書

厚生労働大臣 殿

氏名

3 職業紹介事業運営のルールについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「職業紹介事業運営のルールを守りましょう！」の説明

職業紹介事業者の皆さまへ

職業紹介事業運営のルールを守りましょう！

職業安定法や関連省令・指針を遵守し、人材のマッチングを円滑に

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって、人材紹介会社を利用し、職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生しています。

このような問題を未然に防ぐため、事業者の情報提供の義務付けや適切な業務運営のためのルールの整備がなされています。

今一度、職業紹介事業運営のルールをご確認のうえ、許可事業者として求人者や求職者に信頼される円滑な人材のマッチングを行ってくださいますようお願いいたします。

職業紹介事業者は以下の事項を遵守してください

- 自らの紹介で就職した人※に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはいけません。（※無期雇用契約に限る）

以下の事項を遵守してください

- 自らの紹介で就職した人※に対して、就職した日から2年間は、**転職の勧奨**を行ってはいけません。
(※無期雇用契約で就職した者に限る)
- 紹介手数料に関しては、**返戻金制度を設けること**が望まれます。
- 求職者、求人者双方に対し、**手数料の明示**が必要です。 ※無料職業紹介事業者は不要
- 求職申し込みの勧奨を、職業紹介事業者が**金銭等を提供すること**によって行うことは好ましくありません。

4 違反事項の解説（帳簿書類の備付関係）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3種類の法定管理簿未作成

○求人管理簿（資料6）

○求職管理簿（資料7）

○手数料管理簿（資料8）



※地方公共団体はすべて作成義務なし

※無料職業紹介事業者は手数料管理簿不要

→ 岐阜労働局のHPを参考に作成を

法定管理簿作成上の注意点

- 岐阜労働局のテンプレートから項目を削除すると、項目不足が生じ、法違反となるため、項目の削除を行わないこと

5 違反事項の解説（求人受理関係）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年齢制限について

労働施策総合推進法第9条により、労働者の募集及び採用について年齢制限を禁止することが義務化されている



労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項により、合理的な理由があつて例外的に年齢制限が認められる場合が規定されている

具体的には…

資料9「その募集・採用 年齢にこだわっていませんか？」をご覧ください



(事業主の方へ)

その募集・採用 年齢にこだわっていませんか？

— 年齢にかかわらず、均等な機会を —

**労働者の募集・採用に当たって、
年齢制限を設けることはできません。**

○ 求人票は年齢不問としながらも、**年齢を理由に応募を断った**

求人受理時に漏れが多い項目

- 試用期間の有無
- 受動喫煙防止に向けた取り組み
(敷地内禁煙・屋内禁煙等)



求人者に必ず確認し、
紹介する求職者に書面等で明示すること

6 違反事項の解説（求職受理関係）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

求職者の不要な個人情報を集めている

以下、許可基準から引用

有料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、目的を明らかにして求職者の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。

ただし、特別な業務上の必要性が存在すること
その他業務の目的の達成に必要不可欠であって、
収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

求職者の不要な個人情報を集めている

前スライドから続き

(a)人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、
その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(b)思想及び信条

(c)労働組合の加入状況

(a)から(c)までについては、具体的には、
例えば次に掲げる事項等が該当する。

(a)関係

a 家族の職業、収入、本人の資産等の情報

(税金、社会保険の取扱い等労務管理を
適切に実施するために必要なものを除く。)

b 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

(b)関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

(c)関係労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

他社求人サイトにて 求職者を集める場合の注意点

求職者が「他社求人サイト」と「職業紹介事業者」が
違うことに気づいていない可能性



求職受付時に十分な説明を

7 事業報告に使用する職業分類の変更について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

従来の職業分類とはまったく異なります

重要なお知らせ

令和6年4月から職業紹介事業報告に使用する職業分類が変わります。
必ず新しい分類で記載してください。

【例】

011 特定技能 → i 特定技能 (分類コードの変更)

25 一般事務 → 033・034・035・036・037 (5つに再編)

新しい職業分類は下記リンクでご確認ください

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_info.html

新職業分類は

資料 10 をご覧ください

職業紹介事業報告における「取扱業務等の区分」一覧表

事業報告書における「取扱業務等の区分」は下表にて分類願います。

001～099 は、厚生労働省編職業分類表における中分類表記です。

※ 厚生労働省編職業分類は令和 4 年 4 月 14 日より改訂いたしました。

(参考 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_info.html)

取扱業務等の区分	留意事項・主な職業例
a 家政婦（夫）	家政婦（夫）を 052 とは分けて区分 マネキンを 045 とは分けて区分
b マネキン	
c 調理師	
d 芸能家	
e 配せん人	配せん人を 056 とは分けて区分
f モデル	医師を 021 とは分けて区分 保育士を 029 とは分けて区分
g 医師	
h 保育士	

今研修のまとめ

- 令和6年4月から労働条件の明示事項が追加される
- 人材サービス総合サイトに就職者数などを登録すること
- 無期雇用で就職した人に転職勧奨を行わないこと

今研修のまとめ

- 各管理簿を作成すること
- 年齢制限や男女雇用機会均等法の趣旨に反する求人は受理しないこと
- 求職者の家族の情報など不要な情報を集めないこと
- 令和6年度の事業報告は新職業分類で提出すること